

## 第5章 保健医療圏の設定と基準病床数

### 1 保健医療圏の設定

#### (1) 保健医療圏設定の意義

近年の人口構造の高齢化や疾病構造の変化等に的確に対応し、また、限られた保健医療資源の効率的な活用を図り、もって、県民に対して健康の増進・疾病の予防から治療・リハビリテーションに至る包括的な保健医療サービスを適切、かつ、きめ細かに提供するための圏域であり、次のとおり設定するものです。

#### (2) 保健医療圏

##### ① 一次保健医療圏

一次保健医療圏は、初期医療、疾病予防のための健診等、住民の日常生活に密着した保健医療サービスを提供する最小単位の圏域であり、日常発生する一般的な疾病に対応できる区域とし、基本的に各市町村を単位として設定します。

なお、市町村の区域は令和6年4月1日現在を基準としています。

##### ② 二次保健医療圏

二次保健医療圏は、原則として特殊な医療を除く入院医療を圏域内で確保し、保健医療サービスを提供していくための区域として設定するものです。

医療法においては、主として病院及び診療所の病床（精神病床、感染症病床及び結核病床を除く）の整備を図るべき地域的単位とされており、地理的条件等の自然条件や日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件等を考慮して設定することとされています。

本県では、昭和62年に青森県保健医療計画を策定し、患者の動向をはじめとする各種調査等に基づき広域市町村行政圏域や保健福祉関係の計画との整合性等を総合的に勘案し、6つの医療圏を設定しました。以来、包括的な保健医療福祉サービスを提供する仕組みづくりや、医療機関間の連携と機能分担等が、この圏域を基本単位として進められてきています。

以上を踏まえて、二次保健医療圏について検討を行った結果、第7次計画と同様の6圏域とします。

なお、疾病や事業ごとの医療連携体制の構築にあたっては、各圏域の保健医療資源の現況等を踏まえ、医療従事者等関係者と協議検討しながら、必要に応じ二次保健医療圏を超えた適切な連携を図っていきます。

#### 【二次保健医療圏の設定の検討について】

作成指針において、「人口規模が20万人未満の二次医療圏について、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合（特に、流入患者割合が20%未満であり、流出患者割合が20%以上である場合）、その設定の見直しについて検討する」こととされ、本県においては、西北五、上十三、下北地域が検討の対象となりました。

「青森県受療動向調査」の結果に基づく患者の受療動向等を分析・検討を行った結果、現

行と同様の二次保健医療圏とすることが妥当と判断したものです。

<分析・検討の観点>

**ア 入院医療の状況（一般的入院医療の完結性）**

圏域人口 20 万人未満の二次保健医療圏について、患者流入割合が 20%未満であり、患者流出割合が 20%以上を基準として検討。

**イ 社会的条件（生活圏としての一体性）**

日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件等の生活圏としての一体性や通勤通学の状況。

**ウ 自然条件（自然地理的な一体性）**

広大な県土、津軽、下北半島、むつ湾等の地理的条件や、鉄道・道路交通網等。

**エ 保健医療サービスの提供**

保健医療サービスの提供との整合性。

**オ 地域医療構想の構想区域**

地域医療構想における構想区域においても、現行の二次保健医療圏を踏まえた区域の設定を行っていることから、地域医療構想にも配慮。

**カ その他特記事項**

二次保健医療圏の平均人口が約 20 万人となることや二次保健医療圏の面積が全国平均と比べて大きいことなどに配慮。

**③ 三次保健医療圏**

三次保健医療圏は、二次保健医療圏で対応することが困難な、特殊な保健医療サービスを提供する圏域であり、県全域とします。

**④ 精神病床数、結核病床数及び感染症病床数を定める圏域**

精神病床数、結核病床数及び感染症病床数を定める圏域は、県全域とします。

**(3) 今後に向けた保健医療圏**

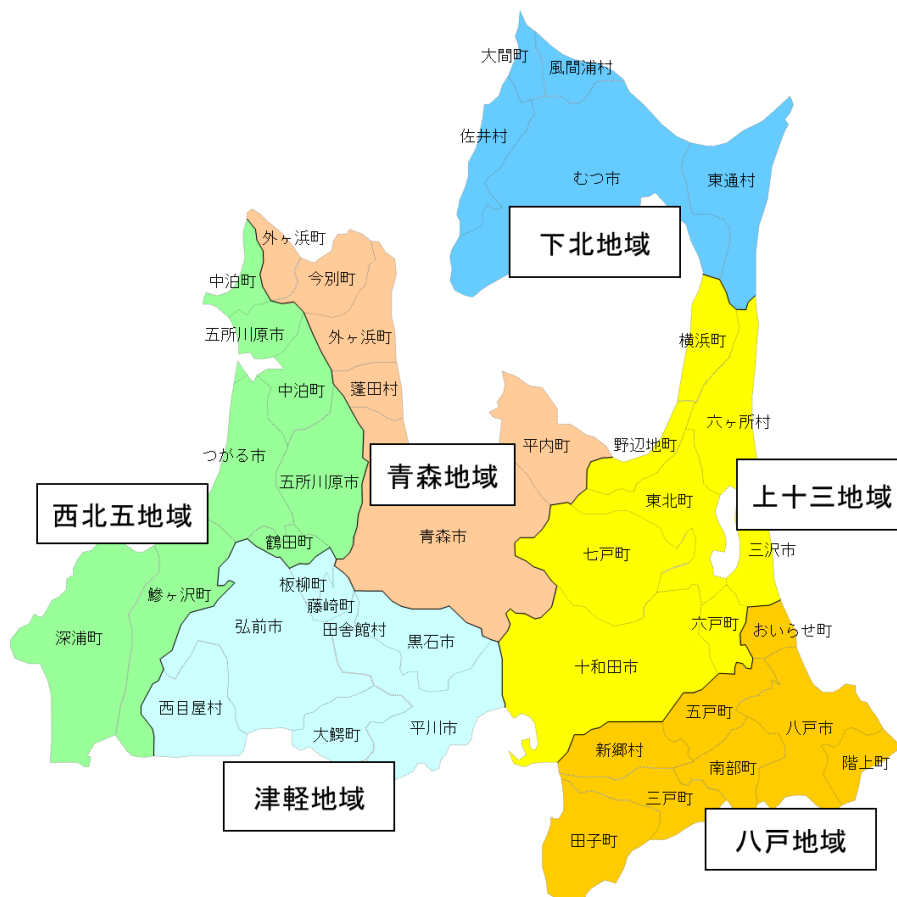
青森県の人口は、減少傾向が続き、令和 5 年に推計人口で 120 万人を下回り、また、年齢別人口割合は、15 歳以上 65 歳未満の人口の割合及び 15 歳未満人口の割合が低下する一方、65 歳以上の人口の割合が上昇しており、少子・高齢化が進行しています。今後、ますますこの傾向が顕著になると見込まれています。

こうしたことから、人口減少や高齢化等による人口構造・疾病構造の変化、本県の地域的特性、医療提供体制の状況等を踏まえ、引き続き、本計画期間中に二次保健医療圏の議論を進めていく必要があります。

今後の二次保健医療圏の議論にあたっては、医療機関をはじめとする関係機関の意見を十分に踏まえた上で、医療審議会等で進めていきます。

二次保健医療圏

二次保健医療圏名	構成市町村名
津軽地域保健医療圏	弘前市 黒石市 平川市 西目屋村 藤崎町 大鰐町 田舎館村 板柳町 (3市3町2村)
八戸地域保健医療圏	八戸市 おいらせ町 三戸町 五戸町 田子町 南部町 階上町 新郷村 (1市6町1村)
青森地域保健医療圏	青森市 平内町 外ヶ浜町 今別町 蓬田村 (1市3町1村)
西北五地域保健医療圏	五所川原市 つがる市 鯨ヶ沢町 深浦町 鶴田町 中泊町 (2市4町)
上十三地域保健医療圏	十和田市 三沢市 野辺地町 七戸町 六戸町 横浜町 東北町 六ヶ所村 (2市5町1村)
下北地域保健医療圏	むつ市 大間町 東通村 風間浦村 佐井村 (1市1町3村)



## 【津軽地域保健医療圏】

当地域の西部には、秀峰岩木山が、東部には八甲田連峰、南部から秋田県境にかけては世界遺産に登録されている白神山地が眺望され、この白神山地に源を發する一級河川岩木川は、圏域の中央部を北上し、津軽平野を形成しながら、十三湖を経て日本海に流下しています。

気候は、概して夏が短く、12月下旬から3月中旬まで雪に覆われますが、冬期間の平野部での積雪深は1m前後であり、全国的にも有数の豪雪地帯といわれる青森県にあっては、比較的積雪が少なく、しかも優れた自然環境に恵まれた、四季の移り変わりが美しい地域です。

構成市町村	弘前市 黒石市 平川市 西目屋村 藤崎町 大鰐町 田舎館村 板柳町					
人口	275,508人	面積	1,598.23 km <sup>2</sup>			
年齢3区分別人口	0-14歳 28,415人 (10.4%)	医療提供施設 (人口10万対)	施設数	病院	20 (7.3)	
	15-64歳 152,824人 (55.9%)			診療所	212 (76.9)	
	65歳- 92,172人 (33.7%)			歯科診療所	121 (43.9)	
人口密度	172.4人/km <sup>2</sup>		病床数	病院	一般	2,634床 (956.1床)
世帯数	108,239世帯				療養	548床 (198.9床)
1世帯当たり人口	2.5人				精神	869床 (315.4床)
					感染症	6床 (2.2床)
結核	-					
人口動向	出生率(人口千対) 5.1		医療従事者 (人口10万対)	一般診療所 503床 (182.6床)		
	死亡率(人口千対) 17.2			医師	895 (324.9)	
	乳児死亡率(出生千対) 2.9	歯科医師		178 (64.6)		
病床利用率	一般病床 65.5%	薬剤師		506 (183.7)		
	療養病床 90.3%	看護師		3,474 (1,260.9)		
平均在院日数	一般病床 18.7日	准看護師		1,208 (438.5)		
	療養病床 137.8日					

## 【八戸地域保健医療圏】

当地域は、青森県の東南部に位置し、八戸市を中心とした太平洋に面した平坦な地帯と岩手県境に面した山間地帯からなっています。

気象は、降雪量が非常に少なく日照時間が長いこと、また春から夏にかけてオホーツク高気圧による冷涼な偏東風(ヤマセ)が吹き込みやすい地域となっていることが特徴です。

自然景観としては、種差海岸、階上岳県立自然公園を擁するとともに、ウミネコの繁殖地である燕島は国の天然記念物に指定されています。

構成市町村	八戸市 おいらせ町 三戸町 五戸町 田子町 南部町 階上町 新郷村					
人口	310,282人	面積	1,346.85 km <sup>2</sup>			
年齢3区分別人口	0-14歳 34,622人 (11.2%)	医療提供施設 (人口10万対)	施設数	病院	27 (8.7)	
	15-64歳 172,612人 (56.1%)			診療所	199 (64.1)	
	65歳- 100,521人 (32.7%)			歯科診療所	117 (37.7)	
人口密度	230.4人/km <sup>2</sup>		病床数	病院	一般	2,539床 (818.3床)
世帯数	129,385世帯				療養	493床 (158.9床)
1世帯当たり人口	2.4人				精神	1,387床 (447.0床)
					感染症	6床 (1.9床)
結核	-					
人口動向	出生率(人口千対) 5.3		医療従事者 (人口10万対)	一般診療所 325床 (104.7床)		
	死亡率(人口千対) 15.4			医師	595 (191.8)	
	乳児死亡率(出生千対) 2.5	歯科医師		178 (57.4)		
病床利用率	一般病床 67.9%	薬剤師		477 (153.7)		
	療養病床 87.3%	看護師		3,451 (1,112.2)		
平均在院日数	一般病床 17.9日	准看護師		1,048 (337.8)		
	療養病床 138.5日					

【青森地域保健医療圏】

当地域は、県の中央部に位置し、青森市を中心とした中央山地の北端である夏泊半島と津軽半島脊梁山地に囲まれた盆地周縁平野等から形成されており、津軽海峡と陸奥湾に接し、八甲田連峰を望む自然環境に恵まれた地域です。

気候は、概して冷涼型で、夏は短く、冬は寒さが厳しく、全国でも有数の豪雪地域です。

構成市町村	青森市 平内町 外ヶ浜町 今別町 蓬田村						
人口	295,593 人		面積	1,478.11 km <sup>2</sup>			
年齢3区分別人口	0-14歳	29,583人 (10.4%)	医療提供施設 (人口10万対)	施設数	病院	21 (7.1)	
	15-64歳	159,689人 (56.4%)			診療所	225 (76.1)	
	65歳-	94,068人 (33.2%)			歯科診療所	134 (45.3)	
人口密度	200.0 人/km <sup>2</sup>			病床数	病院	一般	2,587床 (875.2床)
世帯数	126,663 世帯					療養	668床 (226.0床)
1世帯当たり人口	2.3 人					精神	1,164床 (393.8床)
人口動向	出生率(人口千対)	4.9				感染症	5床 (1.7床)
	死亡率(人口千対)	16.0				結核	33床 (11.2床)
	乳児死亡率(出生千対)	-		一般診療所	419床 (141.7床)		
病床利用率	一般病床	63.4%		医療従事者 (人口10万対)	医師	660 (223.3)	
	療養病床	77.8%	歯科医師		181 (61.2)		
平均在院日数	一般病床	19.9日	薬剤師		573 (193.8)		
	療養病床	63.4日	看護師		3,523 (1,191.8)		
			准看護師		1,042 (352.5)		

【西北五地域医療圏】

当地域は、北部津軽平野を中心に、白神山地、岩木山火山地の北西及び梵珠山地及び中山山地の中部から日本海にかけて広がっています。

日本海に面した海岸線及び湖沼群は津軽国定公園の主要景観地となっており、白神山地は世界遺産に登録されるなど豊かな自然環境に恵まれています。

構成市町村	五所川原市 つがる市 鱒ヶ沢町 深浦町 鶴田町 中泊町						
人口	120,470 人		面積	1,752.51 km <sup>2</sup>			
年齢3区分別人口	0-14歳	10,956人 (9.1%)	医療提供施設 (人口10万対)	施設数	病院	8 (6.6)	
	15-64歳	62,085人 (51.7%)			診療所	76 (63.1)	
	65歳-	46,989人 (39.1%)			歯科診療所	43 (35.7)	
人口密度	68.7 人/km <sup>2</sup>			病床数	病院	一般	560床 (464.8床)
世帯数	46,547 世帯					療養	252床 (209.2床)
1世帯当たり人口	2.6 人					精神	164床 (136.1床)
人口動向	出生率(人口千対)	3.6				感染症	4床 (3.3床)
	死亡率(人口千対)	20.4				結核	-
	乳児死亡率(出生千対)	2.4		一般診療所	69床 (57.3床)		
病床利用率	一般病床	63.9%		医療従事者 (人口10万対)	医師	160 (132.8)	
	療養病床	74.0%	歯科医師		55 (45.7)		
平均在院日数	一般病床	16.1日	薬剤師		161 (133.6)		
	療養病床	129.4日	看護師		856 (710.6)		
			准看護師		477 (395.9)		

## 【上十三地域保健医療圏】

当地域は、県の東部に位置し、総面積は県土の21%に当たり、県内6つの二次保健医療圏の中で最大の広さを有しています。

気候は、地域北部が冬季多雪となる以外、積雪は比較的少ないものの、春の終わりから夏にかけて太平洋から冷たい偏東風（ヤマセ）が吹き付け、冷涼です。

また、八甲田連峰のカルデラ湖である十和田湖は国立公園に指定されているほか、丘陵地域（東部）には、小川原湖をはじめ多くの湖沼、河川を有し、豊かな自然環境に恵まれています。

構成市町村	十和田市 三沢市 野辺地町 七戸町 六戸町 横浜町 東北町 六ヶ所村	面積	2,054.14 km <sup>2</sup>	
人口	167,931 人	医療提供施設 (人口10万対)	施設数	病院 11 (6.6)
年齢3区分別人口	0-14歳 18,439人 (11.1%)			診療所 91 (54.2)
	15-64歳 92,420人 (55.6%)			歯科診療所 56 (33.3)
	65歳- 55,501人 (33.4%)		病床数	一般 938床 (558.6床)
人口密度	81.8 人/km <sup>2</sup>			療養 172床 (102.4床)
世帯数	70,390 世帯			精神 679床 (404.3床)
1世帯当たり人口	2.4 人			感染症 4床 (2.4床)
				結核 -
人口動向	出生率(人口千対) 5.4		一般診療所 173床 (103.0床)	
	死亡率(人口千対) 16.4		医療従事者 (人口10万対)	医師 219 (130.4)
	乳児死亡率(出生千対) -	歯科医師 82 (48.8)		
病床利用率	一般病床 61.3%	薬剤師 200 (119.1)		
	療養病床 91.2%	看護師 1,365 (812.8)		
平均在院日数	一般病床 14.9日	准看護師 653 (388.9)		
	療養病床 255.1日			

## 【下北地域保健医療圏】

当地域は、下北半島の頸部を除いてほぼ四面を海に囲まれ、内陸は山間部が多くを占める地形となっており、恐山、薬研、仏ヶ浦等の優れた景勝地のほか、広い海域や山岳等変化に富む自然に恵まれています。

気象は、夏季が短くて冬季が長く、春の終わりから夏にかけて偏東風（ヤマセ）の吹く時期には湿潤、低温の日が続き、概して冷涼型です。

構成市町村	むつ市 大間町 東通村 風間浦村 佐井村	面積	1,416.12 km <sup>2</sup>	
人口	68,200 人	医療提供施設 (人口10万対)	施設数	病院 3 (4.4)
年齢3区分別人口	0-14歳 7,097人 (10.5%)			診療所 56 (82.1)
	15-64歳 36,537人 (54.3%)			歯科診療所 22 (32.3)
	65歳- 23,692人 (35.2%)		病床数	一般 444床 (651.0床)
人口密度	48.2 人/km <sup>2</sup>			療養 120床 (176.0床)
世帯数	30,302 世帯			精神 54床 (79.2床)
1世帯当たり人口	2.3 人			感染症 4床 (5.9床)
				結核 -
人口動向	出生率(人口千対) 4.3		一般診療所 118床 (173.0床)	
	死亡率(人口千対) 18.1		医療従事者 (人口10万対)	医師 102 (149.6)
	乳児死亡率(出生千対) -	歯科医師 25 (36.7)		
病床利用率	一般病床 62.8%	薬剤師 79 (115.8)		
	療養病床 66.6%	看護師 542 (794.7)		
平均在院日数	一般病床 16.3日	准看護師 209 (306.5)		
	療養病床 212.1日			

(出典等)

構成市町村	(令和6年4月1日現在)		
人口	令和2年国勢調査(総務省) ※年齢不詳を含むため3年齢区分別人口の合計と合わないものもある	面積	国土地理院令和5年全国都道府県市区町村別面積調(1月1日時点)
年齢3区分別人口	令和2年国勢調査(総務省)	医療提供施設 (人口10万対)	令和4年医療施設調査
人口密度	人口/面積		
世帯数	令和2年国勢調査(総務省)		
1世帯当たり人口	人口/世帯数		
人口動向	令和4年人口動態統計(厚生労働省)	医療従事者 (人口10万対)	「医師、歯科医師、薬剤師」 令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計 (厚生労働省) 「看護師、准看護師」 保健師、助産師、看護師及び准看護師の 業務 従事届(青森県)
病床利用率	令和4年病院報告		
平均在院日数	令和4年病院報告		

## 2 基準病床数

### (1) 基準病床数

基準病床数は、病床の適正配置を促進し入院医療を確保するため、医療法の規定に基づき、病床整備の基準として、病床の種別ごとに定めるものです。療養病床及び一般病床は二次医療圏ごとに、精神病床、結核病床、感染症病床は県全域を単位として定めることとされています。

なお、基準病床数は、地域で整備する病床数の上限を示すものであり、現にある病床を強制的に基準病床数まで削減させるというものではありません。

既存病床数が基準病床数を超える圏域で病院又は有床診療所の新規開設や増床等を行おうとする場合、県は申請の中止又は申請病床数の削減について勧告することができます。

ただし、高度ながん治療や循環器疾患、周産期医療等に係る専門病床が不足する地域でこれらの病床を整備する場合等、病床過剰区域であっても病床の開設や増床に関する特例的な取扱ができる場合があります。こうした事由が生じたときは、関係機関等と協議のうえ、医療審議会において検討を行い、本県の医療提供体制の適切な整備・確保を図っていきます。

医療法施行規則に規定する算定方法により、本県の基準病床数を次のとおり定めます。

なお、地域医療構想の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて基準病床数の見直しを検討していきます。

#### ①二次保健医療圏における療養病床及び一般病床

二次保健医療圏	基準病床数	既存病床数(R6.1.1)
津軽地域保健医療圏	2,917	3,316
八戸地域保健医療圏	2,893	2,891
青森地域保健医療圏	2,939	2,915
西北五地域保健医療圏	726	830
上十三地域保健医療圏	1,321	1,160
下北地域保健医療圏	521	563

#### ②県全域における精神病床、結核病床及び感染症病床

病床区分	基準病床数	既存病床数(R6.1.1)
精神病床	3,498	4,199
結核病床	19	33
感染症病床	28	27

(注) 既存病床数は令和6年1月1日現在のものです。最新の既存病床数の状況については、青森県健康福祉部医療薬務課にお問い合わせください。



## (2) 届出により一般病床を設置できる診療所(特例診療所)について

---

医療法施行規則1条の14 7項1号又は2号の規定に基づき、次の診療所については、医療審議会の意見を聴いて、医療法30条の7 2項2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律2条1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築のために必要な診療所等として認められることを要件として、知事への届出により療養病床又は一般病床の設置や増床ができるものとなります。

### ① 対象診療所

- ・医療法30条の7 2項2号に掲げる医療の提供の推進又はその他地域包括ケアシステムの構築のために必要と認められる診療所
- ・へき地の医療、小児の医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要と認められる診療所

### ② 対象診療所の基準

- ・在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）、急性期医療を担う病院からの受入機能、急変時の入院患者受入機能、看取りを行う機能等のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえて必要とされる診療所
- ・へき地の医療、小児の医療、周産期医療、救急医療の地域における医療需要を踏まえて必要とされる診療所

特例診療所については、県のホームページに掲載しています。